

平成 21 年度監査の結果(第 2 回)
に関する報告に基づき丸亀市長等
が講じた措置の通知内容

平成 22 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成22年6月11日

丸亀市監査委員 三谷英昭

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成22年1月15日から平成22年2月12日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成22年3月26日
- 4 措置通知年月日
平成22年6月1日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
下記のとおり

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	企画財政部（企画課）	1～2
個 別	消防本部（総務課）	2
個 別	都市経済部（住宅課）	2
個 別	都市経済部（農林水産課）	3
個 別	健康福祉部（亀寿園）	3

監査結果意見

各課共通	企画財政部（企画課）	4
個 別	都市経済部（商工観光課）	4～5
個 別	健康福祉部（児童課）	5
個 別	競艇事業部	6

平成21年度監査の結果に関する報告(第2回)に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	<p>現金受入票綴の取り扱いについては、次のような事例が見受けられたので、出納員規則に沿って適正な取り扱いを行なうこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動に伴い返納された現金受入票綴をそのまま後任者に交付 ・ 現金受入票綴受払簿の返納受領印の押印漏れや返納受領者の誤り(現金受入票綴使用者が受領印押印) ・ 現金受入票綴を交付責任者に委任されていない分任出納員が交付するなど交付責任者の誤り ・ 現金受入票綴での領収において、出納員又は分任出納員の職氏名、押印となっていない 	<p>現金受入票綴の取り扱いについては、丸亀市出納員規則に沿って適正に取扱うこととしており、会計課が取り扱いについて検査し、指導しているところであるが、ご指摘のあった下記のような取扱いについては特に留意するように再度全庁周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動により現金受入票綴の交付を受けた者が異動した場合に、綴に未使用の部分があるときには返納するのではなく、後任者に事務引継ぎし綴の表面の使用者名に後任者の氏名を併記し使用すること。 ・ 現金受入票綴の返納にあたり、返納受領するのは交付した者(出納員又は交付責任者)であり、交付の際受領した使用者と混同しないこと、また、押印漏れなどないように留意すること。 ・ 交付は出納員が行い、交付責任者として委任されていない者が交付しないこと。 ・ 領収書作成においては、職印や届出印の押印漏れがないように留意すること。
指摘	各課 共通	<p>行政財産を団体等が使用し、団体業務を行っている場合は行政財産の目的外使用許可が必要であるが、その許可手続きが出来ていないもの、また、施設(行政財産)等に設置されている自動販売機についても行政財産の目的外使用の許可手続きがなされていない事例が見受けられるので、公有財産管理規則及び行政財産の使用料徴収条例に沿って適正に処理すること。</p>	<p>公有財産の取扱いにおいては、公有財産管理規則及び行政財産の使用料徴収条例に沿って適正に処理しているが、ご指摘のように団体等が団体業務のために行政財産を使用している場合においては行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ内容を審査したうえで許可の手続きをとるよう庁内周知する。</p> <p>施設(行政財産)等の自動販売機の設置については、市が自らの意思で設置した場合、その利用が市のために使われる限りにおいては目的外使用に当たらず、通常の契約行為で取扱うことが可能であると考え。市が自主的に設置する場合は契約行為として行政財産の目的外使用許可は不要とし、事業者等が設置する場合には行政財産の目的外使用許可の手続きにより使用料を徴すこととし、この方針について全庁に周知する。</p>

指摘	各課 共通	各課が行う見積合わせにおいて、見積金額が消費税等込みと消費税等抜きの見積書の混在が未だに見受けられるので、見積金額は消費税を除いた金額とし、免税事業者においては、契約希望金額の105分の100の金額で比較検討を行うこと。	『丸亀市入札心得』には、入札金額等の記載要領として「消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。」とし、消費税等を除いた金額で比較検討を行っている。入札に準じて行う見積合わせにおいても同様であり、見積金額には消費税等を除く金額(契約希望金額の105分の100)の金額を記載することとしている。公平公正を期すためにも庁内LANの様式集に掲載している『丸亀市入札心得』に従って行うように、全庁周知する。
----	----------	--	---

消防本部 総務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	新消防庁舎の電気設備保守点検業務委託契約書の履行期間の始期を訂正しており、その理由としては、契約締結後に受注者からの申し出により、訂正したとのことであるが、このような場合は、契約書を訂正するのではなく、履行期間変更の変更契約を締結すること。	以後変更契約を行う。

都市経済部 住宅課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	消火器の購入に当たっては既存の消火器の処分費も含めて備品購入費により支出しているが、物品購入に当たっての簡単な設置費については備品購入費に含まれるが、既存のもの処分費については物品購入に係わる費用ではないことから、処分費として支出すること。	指摘のとおり対応いたしたい。
指摘	個別	平成20年度に分任出納員の口座に預金利息が発生したものを21年度収入としているが、歳入の会計年度所属区分からも預金利息が発生した年度の収入とすること。	指摘のとおり対応いたしたい。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	重要稚仔放流事業の補助金交付において、補助金交付決定通知書の代表者名と支出負担行為決議書の債権者名が違っており、事業の着手届と実績報告の代表者名も違っている不備が見られた。代表者の変更があったのであれば、負担行為決議書に代表者の変更事項を記載するとともに、書類の受払時にはその都度代表者名及び内容等を充分確認すること。	重要稚仔放流事業の実施中、事業主体の代表者が亡くなったが、今後このような場合は、代表者の変更届け受理日を充分確認のうえ書類等作成いたしたい。また業者からの着手届けなど十分に確認し受理いたしたい。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	園舎夜間管理人派遣委託において、施行決定決裁前に見積書を徴している不備が見られた。契約の内容が決裁権者により決定されない段階で見積書を徴することは適正ではないので改めること。また、契約年月日が3月31日となっているが、会計年度独立の原則からも4月1日以降に契約すること。	見積書は決裁後に徴します。契約は4月1日付けにて締結します。

2.意見

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	制度融資の預託金については、融資状況を考慮し、需要がどの程度あるかを見極めたうえで、予算計上をしていただきたい。	融資制度による貸付額について、予算見積もりの際には予測が立たないため、増額補正の必要を生じないように予算計上してきた。平成 22 年度預託金の予算については、担当課において前年度の実績と景気の動向などを考慮して需要を十分予測して、必要最小限の予算を計上している。近年は景気が不安定であるが、今後とも注意深く情報収集しながら極力無駄のないような予算を計上したいと考えている。
意見	各課 共通	履行期間など施行決定決裁と契約書の内容が不整合なものが見受けられるが、契約締結前に施行決定の内容変更がある場合は、訂正者、訂正箇所を明らかにした上で、再度決裁権者の確認を求めている。	施行決定の決裁後に契約書の内容を変更しなければならないような事態が起きた場合には、変更した内容の契約書案を添付して変更点と変更の理由を記した決裁を仰ぐべきであり、施行決定決裁と締結した契約書の内容が異なることは不正を疑われることにもなりかねないので注意するよう、全庁に周知したい。

都市経済部 商工観光課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	制度融資業務の委託料については、融資自体があまりないことから、委託内容を見直し、状況に合わせた減額を検討していただきたい。	現在、県の融資や日本政策金融公庫の融資、相談業務を取り扱っている商工会議所へ本市の融資業務を委託しており、中小企業者への融資業務の一本化を図っております。ご指摘のとおり融資の実行件数は少ない状況ですが、融資の実行だけでなく、融資に関する相談業務や、経営相談や経営指導を総合的に実施していただくことで、中小企業者の利便性の向上を図っております。また、融資業務を円滑に推進するため、指定金融機関と丸亀市飯綾商工会及び丸亀市の担当者会も開催していただいております。金融機関への連絡調整や融資制度の周知、中小企業者への本市融資制度のPRなど、トータルな形で融資業務に携わっていただいております。現状の委託状況のなかで、今後の融資状況の推移を見据えていきたい。また、飯綾商工会への制度融資の業務委託は、融資の実行件数がほとんどないことから単価契約で行っており今後も現状を維持したい。

意見	個別 お城まつり協賛会にお城まつり開催補助金を支出しているが、その中で協賛会からお城村実行委員会に助成金として支出している。市の被補助団体から他の団体に補助金を支出することは好ましくないため、お城村実行委員会へ市が直接補助することも含めて検討していただきたい。	お城村はお城まつりにとって必要不可欠なものであるため、平成23年度から、市からお城村へ直接補助を行う方向で調整している。
----	---	--

健康福祉部 児童課

区分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別 平成12年に決裁を得ている丸亀市保育所幼稚園の幼児送迎駐車場確保の基本的な考え方については、駐車場借地の場合は固定資産税の倍額とするとなっているが、垂水保育所だけ固定資産税額となっている。これは職員も利用しているため、職員が固定資産税額相当額を別途地主に支払っているとのことだが、市が借り上げている土地について、利用している職員が地主に対して駐車場の借上料を支払うのはおかしいので、契約方法を検討していただきたい。	市立保育所幼児送迎駐車場の借り上げ料は、基本的に固定資産税額の2倍となっているが、垂水保育所は、幼児送迎駐車場と保育士等駐車場を共用するため、当初、固定資産税相当額分を市が負担(契約書有)し、別途、保育士等利用する職員が、固定資産税額に見合う賃借料を所有者に支払う(口頭による契約)こととして契約がなされた。 しかしこの状態は、定期監査において意見されたとおり、一つの土地に対し重複した契約がなされた状態となっており、造成を行った市の権利関係が曖昧となるため、原則どおり市は賃借料として固定資産税額の2倍を所有者に支払い、同時に職員が利用するのであれば、行政財産の目的外使用の規定に基づき、利用料を徴収する方向で検討しているが、所有者との協議に当たり、職員等の支払い額が固定資産税額より多く支払っている(固定資産税額は、近年、低下傾向にあるが、支払い額は、固定資産税額が高い時と同額を支払っている。)ため、協議が難航し、現在、調整を図っている。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	スタート及びゴール着順判定写真撮影業務委託については、平成 17 年度から平成 21 年度までの契約をしており今年度で終わるが、これは、長期継続契約に該当しないため、年度を跨ぐ契約の場合は、債務負担行為となるので気を付けていただきたい。	平成 22 年度からは単年度契約といたします。なお、今後同様の年度を跨ぐ契約の場合は、債務負担行為とするよう、気をつけます。
意見	個別	新聞広告掲載業務で施行決定決裁に添付されている仕様書と契約書に添付されている仕様書の内容が違っていた。書類上はその仕様書に基づいて決裁されているわけであり、それと契約内容が違ふということは、決裁自体に問題が生じることになるので、気を付けていただきたい。	今後十分気を付けます。